

神戸市就労継続支援 B 型事業所利用者支援事業 申請の手引

神戸市福祉局障害者支援課

1 事業の目的

本事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響による就労継続支援 B 型事業の生産活動減退に伴い利用者の工賃が減少している状況を踏まえ、工賃相当額の給付を行うことにより障害者の就労を支援することを目的とする。

2 実施主体

実施主体：神戸市

補助対象：神戸市が指定した就労継続支援 B 型事業所

3 対象期間

令和 2 年 4 月から 9 月

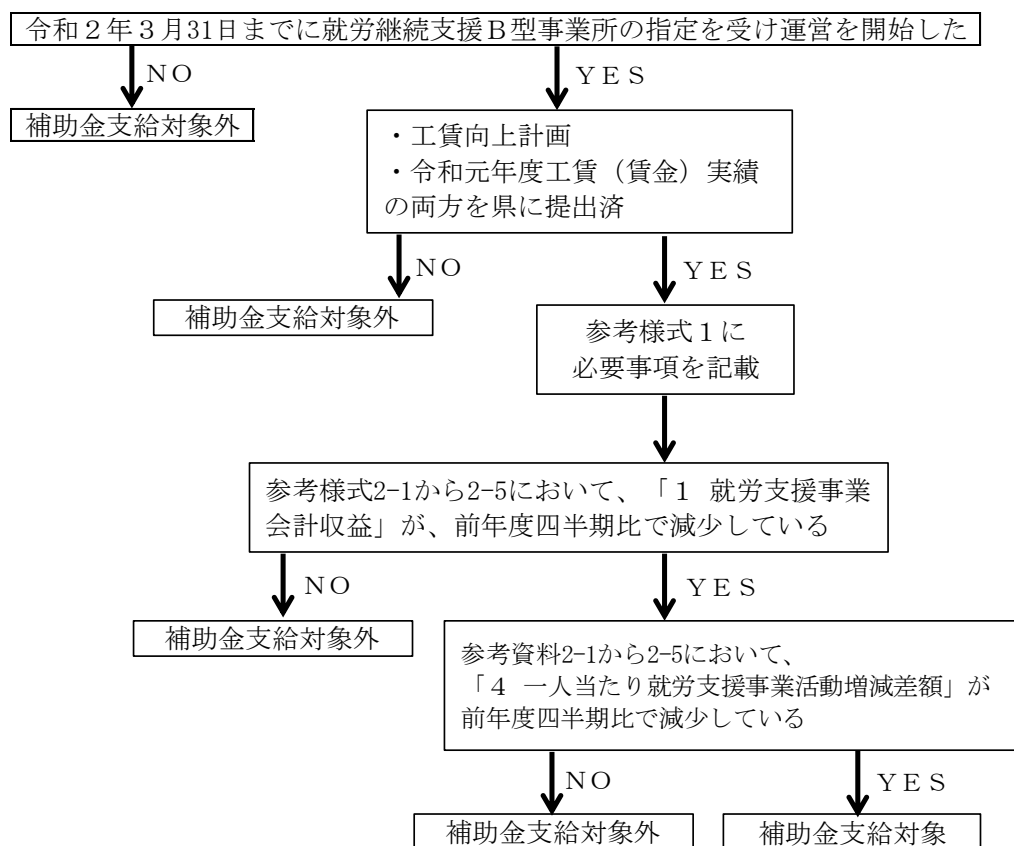
※令和 2 年 4 月から 6 月（以下、「令和 2 年度第一四半期」という。）分と、7 月から 9 月（以下、「令和 2 年度第二四半期」という。）分の 2 回に分割して算定する。（詳細後述）

4 対象となる事業所

次の要件のいずれにも該当すること

- (1) 令和 2 年度第一四半期又は令和 2 年度第二四半期の就労支援事業会計収益が、前年同期比で減少していること
- (2) 令和 2 年度第一四半期又は令和 2 年度第二四半期の一人当たり就労支援事業活動増減差額が前年同期比で減少していること
- (3) 申請日時時点で神戸市が指定する就労継続支援 B 型事業所を運営していること
- (4) 令和 2 年 3 月 31 日までに就労継続支援 B 型事業所の神戸市の指定を受け、運営を開始していること
- (5) 令和 2 年 6 月 26 日付けユ第 1079 号「令和元年度工賃(賃金)実績報告等について」(兵庫県)にもとづき令和元年度工賃実績を兵庫県に提出していること
- (6) 工賃向上計画（兵庫県健康福祉部障害福祉局ユニバーサル支援課発平成 30 年 5 月 7 日付けユ第 1041 号「工賃向上計画の策定・提出について」にある工賃向上計画をいう。）を兵庫県に提出していること

(参考：フロー図)



5 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、生産活動に係る事業の収益のうち生産活動に係る事業に必要な経費（工賃を除く）を控除した額に相当する金額を前年同月と比較した額の減少額。

ただし、対象経費のうち、国又は地方公共団体等から本補助金と同様の目的（利用者の工賃減少相当額を直接的に支援する）で他の補助金等の交付を受けている事業所については、その補助金額については補助対象から控除します。

※既に受けている補助金等が、控除すべき対象に該当するか等の判断がつかない場合は、障害者支援課 担当者まで質問票を用いて問い合わせること。

6 補助金交付額

補助金交付額は、補助金等交付申請書（様式第1号）による事業所からの申請額の範囲内で神戸市長が必要と認めた額とし、補助金交付額に1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てます。

補助金は全て利用者に支給すること。ただし、既に工賃変動積立金や自立支援給付費等を財源として工賃を補填している場合は、一旦就労支援事業会計に充当した額を

財源となった会計に戻したうえ、改めて本補助金をその他法人会計に充当し、取り扱うこと。

○ 補助金交付額の考え方

$(一人当たり就労支援事業活動増減差額) \times (工賃支払対象者実人数)$

※ いずれも四半期単位で算出する

7 申請

(1) 申請方法

本補助金は、同一法人の異なる事業所の申請を取りまとめて提出すること。

※ 一体型事業所においては、申請は一体型事業所としての1事業所分のみ可能である。

(2) 申請期限

第1回 令和2年11月30日(月) 必着

最終 令和3年1月29日(金) 必着

※ 提出時期によって、支払い時期が異なります。

(3) 申請時提出物

- ・ 補助金交付申請書(様式第1号)
- ・ 収支予算書(別記)
- ・ 就労支援事業会計収益、就労支援事業活動増減差額等実績(参考様式1)
- ・ 就労継続支援B型事業所利用者支援事業 補助金試算表
(参考様式2-1から2-5のうち該当するもの)
- ・ 就労継続支援B型事業所利用者支援事業所要額調書(別紙1)
- ・ 就労継続支援B型事業所利用者支援事業計画書兼支給要件確認申立書(別紙2)
- ・ 兵庫県に提出した令和元年度工賃実績(写)
- ・ 兵庫県に提出した工賃向上計画(写)
- ・ その他市長が必要と認める書類

※ 質問がある場合は、質問票によりお問い合わせください。(電話でのお問い合わせはご遠慮ください。)

<参考>補助金申請から実績報告までの手順

【補助金申請の手順】

上記の参考フロー図で補助金支給対象となった場合は、以下の手順で補助金の申請を行ってください。

1. 就労支援事業会計収益、就労支援事業活動増減差額等実績（参考様式1）に必要事項を入力。
2. 1の数値をもとに就労継続支援B型事業所利用者支援事業 補助金試算表（参考様式2-1から2-5のうち該当するもの）を作成。（基本的には自動計算）
3. 2で算出された数値をもとに就労継続支援B型事業所利用者支援事業所要額調書（別紙1）を作成。※（別紙1）を作成する際は、【記載例】を要確認。
4. 3で算出された要市補助額をもとに、補助金交付申請書（様式第1号）及び収支予算書（別記）の作成。
5. 1～4で作成した書類を7 申請（3）に記載されているその他の申請時提出物とあわせて神戸市福祉局障害者支援課へ提出。

↓

【補助金請求の手順】

神戸市からの補助金交付決定がなされた場合、以下の手順で補助金請求を行ってください。

1. 本市から交付される補助金交付決定通知（様式第2号）にて決定された補助金額を確認のうえ、補助金請求書（様式第10号）を作成し、神戸市福祉局障害者支援課へ提出。その際、必ず振込先口座通帳の写し（金融機関名、預金種別、金融機関・支店番号、口座番号、口座名義人が確認できるもの）を添付すること。

↓

【補助金の受入後の手順】

神戸市から補助金が振り込まれた後は、以下の手順で利用者への支給及び実績報告等を行ってください。

1. 補助金を就労支援事業会計以外の法人会計にて補助金収入として、受け入れ。（作業収入としては扱ってはならない。QA. 1-14 参照）
2. その後、以下の点に留意し、すみやかに補助金を各利用者へ支給。
 - ・補助金の利用者への配分方法については、各事業所へ一任。（QA. 1-7 参照）
 - ・補助金は工賃として支払うのではなく、神戸市からの工賃相当額支援であること

を明確にすること。(QA. 1-14 参照)

- ・利用者へ補助金を支払う際に、利用者から受領証(様式は任意)を受け取る等、実績が確認できる書類を各事業所で保管し、その写しを実績報告提出時に添付すること(QA. 1-11 参照)

3. 各利用者への補助金の支給が完了した後、すみやかに補助事業実績報告書(様式第8号)に収支決算書(別記)、各利用者からの受領証(写)等の必要書類を添付し、神戸市福祉局障害者支援課に提出。

なお、本補助事業にかかる補助金交付決定通知(様式第2号)、利用者からの受領証など関連書類については、各事業所において補助事業等を完了した日の属する年度の翌年度から起算して、5年間保存すること。(神戸市補助金等の交付に関する規則第12条)

4. その他、実績に変更等が生じた場合は、必ず報告を行ってください。

(QA. 2-2 参照)

○補助事業スケジュール

時期(予定)	対応事項
11月30日 〆切	補助金交付申請書等提出(第1回)
12月下旬 ~1月	交付決定、補助金支払(第1回)
1月29日 〆切	補助金交付申請書等提出(最終)
2月中旬	交付決定、補助金払(最終)
2月~ 3月上旬	実績報告(〆切)
	※最終〆切日に関わらず実績報告は、利用者への補助金支給が完了した事業所から随時、すみやかに提出してください。
3月中旬	精算払※必要がある場合

が事業所に対応する事項

※支払時期等について、日程の前後があり得ることにご留意ください。

<参考様式 1 記載方法>

	工賃支払対象者 実人数 (A)		就労支援事業会計 収益 (B)		就労支援事業会計 費用 (工賃除く) (C)		就労支援事業活動増減 差額 (D=B-C)		一人一月あたり就労支援事 業活動増減差額(E=D/A)		支払い工賃総額 (F)		平均工賃月額 (G=F/A)	
4月	13	人	200,000	円	20,000	円	180,000	円	13,846.2	円/月	180,000	円	13,846.2	円/人

平成 31 年 4 月から令和 2 年 9 月にかけて、青色セル着色部に必要事項を記載してください。

記載項目		留意事項
(A) (F)	工賃支払対象者実人数 支払い工賃総額	令和元年度工賃（賃金）実績の考え方に準ずる。（平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL 4 参照） （除外可能な場合） ・人工透析など、通年かつ毎週 1 回以上引き続き通院する必要がある者 ・月の途中において、入院又は退院した者 等
(B)	就労支援事業会計収益	生産活動に係る事業の収益を記載してください。（受託業務や施設外就労等）
(C)	就労支援事業会計費用（工賃除く）	生産活動に係る事業に必要な経費（利用者に支払う工賃を除く）を記載してください。

※参考様式 1 に記載の事項で、令和元年度工賃実績報告と項目が重複するもの（工賃支払対象者実人数(A)、支払い工賃総額(F)、平均工賃月額の計(G)）は、両方の値が一致していることを必ず確認してください。

○ 令和 2 年の就労事業会計収益及び就労支援事業会計費用は、確定値を記載してください。

<参考様式 2 - 1 記載方法>

対象：事業開始後最初の生産活動収入が平成 31 年 4 月末までの間に発生し、令和元年 5 月から令和 2 年 3 月末まで定員変更（増員）がない事業所

※参考様式 1 からすべて自動計算されるため、その他控除すべき補助金等がない場合は、記載事項はありません。

<参考様式 2 - 2 記載方法>

対象：事業開始後最初の生産活動収入が令和元年5月から令和2年1月までの間に発生した事業所

	10月		11月		12月		R1実績（想定）	
R1	200,000	円	250,000	円	300,000	円	250,000	円
	15	人	14	人	15	人	14.7	人

令和元年度各月の実績について、同年度内における任意の連続した3か月の値を用いることとします。

<参考様式 2 - 3 記載方法>

対象：事業開始後最初の生産活動収入が令和2年2月に発生した事業所

	2月		3月		R1実績（想定）	
R1	200,000	円	180,000	円	190,000	円
	15	人	14	人	14.5	人

令和元年度各月の実績について、令和2年2月及び3月の平均値とします。

<参考様式 2 - 4 記載方法>

対象：事業開始後最初の生産活動収入が令和2年3月に発生した事業所

	3月		R1実績（想定）	
R1	180,000	円	180,000	円
	14	人	14.0	人

令和元年度各月の実績について、令和2年3月の値とします。

<参考様式 2 - 5 記載方法>

- ・令和元年5月以降定員変更（増員）がある事業所は、比較する期間の値を、対前年同期に代えて、定員増後3か月の平均とすることを可能とします。

定員変更(増員)後3か月平均

	定員増の月		定員増の1月後		定員増の2月後		R1平均	
R1	150,000	円	150,000	円	190,000	円	163,333	円

神戸市就労継続支援B型事業所利用者への支援事業にかかるQ A

1 申請手順等について

1	補助金請求書には、法人と利用者のどちらの口座を記載すれば良いか	法人の口座とする。法人は責任を持って遅滞なく補助金を利用者に支給すること。
2	補助対象は神戸市所管の事業所ということであるが、神戸市以外の市町から神戸市所管の事業所に通所している場合は、その利用者も補助対象となるのか。	補助対象となる。 ただし、神戸市以外の市町在住の利用者が、県又は政令・中核市（神戸市以外）から補助金を受ける場合は、その額を控除する。
3	神戸市に在住の利用者が県又は政令・中核市（神戸市以外）所管の事業所に通所している場合は、その利用者も補助対象となるのか。	補助対象とならない。
4	他府県からの神戸市所管の事業所に通所者がいる場合、その利用者は補助対象となるのか	補助対象となる。
5	国又は地方公共団体からの補助金と同時に提出する必要があるか	同時に提出する必要はないが、内容によっては補助金を控除する可能性がある。他の補助金等を申請した又は受領した場合は、個別に障害者支援課担当者に質問票を用いて相談すること。
6	一体型事業所で従たる事業所を設置している場合、主たる事業所と従たる事業所それぞれについて申請することは可能か。	一体型事業所においては、従たる事業所を含めた一つの指定事業所として取り扱うため、申請は一体型事業所としての1事業所分のみ可能である。なお、収支計算において従たる事業所を合算することで差し支えない。
7	利用者によって工賃が異なる場合、利用者への配分方法はどのようにすれば良いか	事業所に一任する。

8	申請にあたり就労支援事業活動増減差額の減少額に制限はあるか	制限は設けない。
9	補助金は全て利用者に支給する必要があるか	補助金は全て利用者に支給すること（事業所としての取り分は認めない）
10	利用者への振込みにかかる手数料は事業所負担か	事業所負担とする。
11	利用者への支払いについて何らかの記録を残しておく必要があるか	事業所は、補助金を支払った際に利用者から受領証を受け取る等、実績が確認できる書類を保管し、実績報告提出時に添付すること。
12	補助金で工賃を補填した場合、来年度の工賃実績報告にその額は含めるのか	含めない。 本補助金は利用者への工賃相当額支援であり、工賃として支給するものではない。
13	1-9において、補助金について事業者の取り分は認めないとの記載があるが、既に工賃変動積立金や自立支援給付費等を財源として工賃を補填している場合であっても、補助金を当該財源に充当することはできないのか	既に工賃変動積立金や自立支援給付費等を財源として工賃を補填している場合は、一旦就労支援事業会計に充当した額を財源となった会計に戻したうえで、改めて本補助金をその他法人会計に充当し、取り扱うこと。ただし、申請時に補填額が確認できる書類を提出することなお、この場合「基本報酬の平均工賃月額」は、本補助金で利用者に工賃相当額支援として支給した金額は控除して算出することとなるので留意すること。
14	補助金は、就労支援会計の作業収入として扱っていいか。 また、利用者へは、工賃として支払っていいか。	本補助金は利用者への工賃相当額支援であり、工賃として支給するものではないことから、作業収入として扱ってはならない。補助金収入とすること。 利用者への支払いについても、工賃として支払うのではなく、神戸市が

		らの工賃相当額支援であることを明確にすること。
15	1-13によると、基本報酬の平均工賃月額、本補助金で利用者に工賃支援として支給した金額は控除して算出することであるが、その場合、来年度の基本報酬の平均工賃月額が減少する。救済措置はあるのか。	「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について(令和2年2月20日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課)」に記載のとおり、新型コロナウイルスの対応を考慮して、神戸市が認める場合は、前年度(令和2年度)に代えて前々年度(令和元年度)の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とすることが可能とされている。
16	令和元年度分の工賃実績が兵庫県へ未報告である事業所であっても、本事業の神戸市への申請と同時に兵庫県に工賃実績を報告した場合は、「報告している」ものとして差し支えないか。	差し支えない。

2 参考様式1について

1	月途中に増員(減員)した場合の人数等はどのように記載すれば良いか	令和元年度工賃(賃金)実績の考え方に準ずる。(平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL4参照) (除外可能な場合) ・人工透析など、通年かつ毎週1回以上引き続き通院する必要がある者 ・月の途中において、入院又は退院した利用者等
2	4~6月が微減収、7~9月が増収のため、4~9月計で増収となるが、補助金の対象となるか	4~6月分は対象となる。なお、実績に変更が生じた場合は、必ず実績報告時に報告を行うこと。

3	令和2年4月以降申請日時点で退所した利用者がある場合、その者は補助金の対象となるのか	事業所利用月のみ対象となる。実績報告にかかる書類提出時までに退所した利用者に連絡して意志確認を行うこと。連絡が取れない場合等、補助金が支給できない場合は実績報告にかかる書類提出時に調整すること。
4	利用者の工賃支援として、寄附金や市町補助等の収入があった場合、補助金の算定はどうなるのか	本補助金は、新型コロナウイルスの影響による利用者の工賃減少を支援するものである。同じ目的で、寄附金や市町補助等の収入があった場合は、交付額から控除することとなる。その際、別紙1「就労継続支援B型事業所利用者支援事業所要額調書」の、寄附金その他の収入額(2)に当該金額を記載すること。
5	「就労系障害福祉サービスの生産活動強化への支援事業」や「感染症拡大防止対策への支援事業」への補助金を申請中であるが、本補助金での取り扱いはどうなるのか	1-5に記載のとおり、内容が当補助金と同様のものである場合は、本補助金から控除する必要がある。控除すべき対象に該当するか等の判断がつかない場合は、障害者支援課担当者まで質問票を用いて問い合わせること。